

長崎県交通局のバス改造工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、長崎県交通局が発注するバス改造に係る競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等について次のとおり告示する。

令和4年8月31日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1. 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 競争入札に付する事項に関する業務に関し、原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者

2. 入札参加資格の申請

- (1) 競争入札参加者の資格は、政令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率、流動比率）

3. 資格審査申請の時期及び方法等

- (1) 申請の時期
新規のものは随時受け付けるものとするが、既資格取得者は、この告示の日から令和4年9月16日まで（県の休日を除く。）午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の提出方法
入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）及び次の書類を添え(3)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあつては登記簿謄本
 - イ 個人にあつては次の(a)及び(b)
 - (a) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - (b) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 財務諸表
法人にあつては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
個人にあつては、前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - オ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - カ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - キ 誓約書（様式第2号）
 - ク 印鑑届（様式第3号）
 - ケ 委任状（様式第4号）
 - コ バス改造工事の実績を証明する書類の写し
- (3) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)

(電話) 095-822-5141 (FAX) 095-822-2826

4. 資格審査結果の通知

資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書(様式第5号)により申請者に通知(郵送)する。

5. 資格の有効期間

入札参加者の資格の有効期間は、既資格取得者は令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間とし、随時の申請の場合は資格を取得した日から令和7年9月30日までとする。

6. 指名停止に関する報告

入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第8号)を提出しなければならない。

7. 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第6号)を交通局長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金(法人の場合)
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 電話番号等

8. 入札参加資格変更審査申請

入札参加資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相手方である新たな事業者へ承継させたいときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書(様式第7号)に、別に定めるところにより関係書類を添付し交通局長に提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

- (1) 合併(会社法(平成17年法律第86号)第748条)吸収分割(同法第757条)若しくは新設分割(同法762条)をしようとする若しくはした場合、又は営業譲渡(同法第467条)若しくは営業権の移行をしようとする若しくはした場合
- (2) 営業譲渡(商法(明治32年法律第48号)第15条第1項)をしようとする若しくはした場合又は相続等の場合
- (3) 個人事業者が法人事業者となる場合又は法人事業者が個人事業者となる場合

9. 資格の取消し

- (1) 入札参加者の資格を有する者が1の(1)又は(6)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 入札参加者の資格を有する者が1の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

10. 資格取消しの通知

入札参加者の資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。